

五十八 還 付

改 正 後	改 正 前
<p>(還付金額の計算)</p> <p>17-2-1 <u>法第80条第1項</u>.....</p> <p>(還付請求書だけが期限後に提出された場合の特例)</p> <p>17-2-2 ..... .....<u>法第80条</u>.....</p> <p>(更生手続の開始の意義)</p> <p>17-2-3 <u>法第80条第4項</u>.....</p>	<p>(還付金額の計算)</p> <p>17-2-1 <u>法第81条第1項</u>.....</p> <p>(還付請求書だけが期限後に提出された場合の特例)</p> <p>17-2-2 ..... .....<u>法第81条</u>.....</p> <p>(更生手続の開始の意義)</p> <p>17-2-3 <u>法第81条第4項</u>.....</p>

五十九 退職年金等積立金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(財産計算時)</p> <p>18-1-1 <u>令第157条第1項《信託に係る退職年金等積立金額の計算》</u>.....</p> <p>(退職年金業務等に係る信託財産に属する有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法)</p> <p>18-1-2 .....<u>退職年金業務等(法附則第20条第1項に規定する適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務を含む。以下第</u></p>	<p>(財産計算時)</p> <p>18-1-1 <u>令第157条第1項《適格退職年金契約に係る退職年金積立金額》</u>.....</p> <p>(退職年金業務等に係る信託財産に属する有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法)</p> <p>18-1-2 .....<u>退職年金業務等(以下第18章において「退職年金業務等」という。)を行う信託会社の有する各適格退職年金契約、各厚生年金</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>18章において「退職年金業務等」という。)を行う信託会社の有する各厚生年金基金契約、<u>各確定給付年金資産管理運用契約、各確定給付年金基金資産運用契約、各確定拠出年金資産管理契約、各勤労者財産形成給付契約若しくは各勤労者財産形成基金給付契約又は各適格退職年金契約に係る信託財産</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(信託財産から控除する収益の分配額)</p> <p>18-1-3 <u>令附則第13条第1項第3号</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) <u>令附則第16条第1項第8号</u>.....</p> <p>(信託財産からの信託報酬の控除)</p> <p>18-1-4 <u>令第157条第1項、第3項、第4項、第5項又は第6項《信託に係る退職年金等積立金額の計算》の課税厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約又は令附則第13条第1項《信託に係る退職年金等積立金額の計算》の適格退職年金契約に係る信託財産</u>.....</p> <p>(課税厚生年金基金契約の判定の基礎となる掛金等)</p> <p>18-1-5 .....<u>令第156条の17第9号</u>.....</p>	<p>基金契約、各確定拠出年金資産管理契約、各勤労者財産形成給付契約又は各勤労者財産形成基金給付契約に係る信託財産.....</p> <p>.....</p> <p>(信託財産から控除する収益の分配額)</p> <p>18-1-3 <u>令第157条第1項第3号</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) <u>令第159条第1項第7号</u>.....</p> <p>(信託財産からの信託報酬の控除)</p> <p>18-1-4 <u>令第157条第1項若しくは第2項、第4項又は第5項《信託に係る退職年金等積立金額の計算》の適格退職年金契約、課税厚生年金基金契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約に係る信託財産</u>.....</p> <p>(課税厚生年金基金契約の判定の基礎となる掛金等)</p> <p>18-1-5 .....<u>令第156条の17第10号</u>.....</p>

(課税厚生年金基金契約に係る退職年金積立金額の計算の基礎となる掛金等)

18-1-6 **退職年金業務等を行う法人が令第157条第1項又は第158条第1項**  
 .....

(注) .....**令第157条第1項第3号口又は第158条第1項第2号口**...  
 .....**令第157条第2項**.....

(課税厚生年金基金契約に係る退職年金積立金額の計算の基礎となる掛金等)

18-1-6 **退職年金業務等を行う法人が令第157条第2項又は第158条第2項**  
 .....

(注) .....**令第157条第2項第3号口又は第158条第2項第2号口**...  
 .....**令第157条第3項**.....

六十 国内源泉所得

改 正 後	改 正 前
<p>(振替公社債等)</p> <p>20-1-10 <b>令第177条第1項第1号《国内にある資産の取得》に掲げる債券には、<u>社債等の振替に関する法律又は社債等登録法の規定により振替口座簿に記載若しくは記録又は登録されたため債券の発行されていない公社債が含まれる。</u></b></p> <p>(資産の運用又は保有により生ずる所得)</p> <p>20-1-11 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p>	<p>(登録公社債)</p> <p>20-1-10 <b>令第177条第1項第1号《国内にある資産の取得》に掲げる債券には、<u>社債等登録法の規定により登録されたため債券の発行されていない公社債が含まれる。</u></b></p> <p>(資産の運用又は保有により生ずる所得)</p> <p>20-1-11 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(注) <b>令第177条第1項第4号に掲げる権利は、<u>匿名組合契約のうち令第184条各号《匿名組合契約等の範囲》に掲げるもの以外のものに基づき利益の分配を受ける権利に限られることに留意する。</u></b></p>

改 正 後	改 正 前
<u>(振替公社債等)</u> 20-1-17 .....	<u>(登録公社債)</u> 20-1-17 .....

六十一 国内源泉所得に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
(本店配賦費用の立証方法) 20-3-11 ..... .....、 <b>本店の当該事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の規則第33条又は第35条</b> .....	(本店配賦費用の立証方法) 20-3-11 ..... .....、 <b>本店の当該事業年度の貸借対照表、損益計算書その他規則第33条又は第35条</b> .....

六十二 平成10年改正法令による経過措置に係る取扱い

改 正 後	改 正 前
(実績率により繰入限度額を計算する場合の貸金の額) 21-2-2 ..... (1) ..... <b>措置法第55条第4項第1号《海外投資等損失準備金》</b> ... ..... (2) .....  <div style="text-align: center;">第 4 節 削 除</div>	(実績率により繰入限度額を計算する場合の貸金の額) 21-2-2 ..... (1) ..... <b>措置法第55条第4項第1号及び第55条の2第1項《海外投資等損失準備金》</b> ..... ..... (2) .....  <div style="text-align: center;">第 4 節 特別修繕引当金</div>

21-4-1 削除

21-4-2 削除

21-4-3 削除

(対象資産を賃借している場合の特別修繕引当金勘定への繰入れ)

21-4-1 法人が旧令第111条各号《特別修繕引当金の対象資産及び特別の修繕の範囲》に掲げる資産を賃借している場合において、当該資産の特別の修繕のために要する費用を負担する契約をしているときは、当該資産を所有する場合に準じて特別修繕引当金勘定への繰入れを行うことができる。

(船舶の定期検査のための修繕)

21-4-2 法人がその有する船舶につき船舶安全法による定期検査を受けるために修繕を行った場合においても、当該修繕のうちに明らかに定期検査と関係のないものがあるときは、当該定期検査と関係のない修繕は旧令第111条第1号《船舶の特別修繕》に規定する修繕に該当しないことに留意する。

(溶鉱炉、熱風炉等の特別の修繕の範囲)

21-4-3 旧令第111条第2号から第4号まで《溶鉱炉等の特別修繕》に規定する修繕とは、次に掲げる炉、球形のガスホルダー又は貯油槽の区分に応じ、それぞれ次に掲げる修繕をいう。

- (1) 銑鉄製造用の溶鉱炉 炉体のれんが及びモルタルの取替え並びに炉頂装入装置(高圧操業装置及びムーバブルアーマーを含む。)、羽口、冷却装置、羽口回り金物類、炉体鉄皮、炉体回り給排水装置、出鉄樋、鉱さい樋、水平ソング、配管及び配線類のそれぞれ部分的取替え又は補修で、炉体れんがの取替えとともに必ず行われるもの
- (2) 銑鉄製造用の熱風炉 当該炉体のれんが、モルタル、れんが受金物、熱風炉鉄皮、弁類、配管及び配線類の取替え又は補修
- (3) ガラス製造用の連続式溶解炉 当該炉体(蓄熱室を含む。)のれんが及びモルタルの取替え並びに原料投入機、バックステー、各種締金物及び支持金物類、ガス及び空気交換機、送風機、計測器、自動調節器類、電極装置、熱風発生装置、配管及び配線類のそれぞれ部分的取替え又は補修で、

改 正 後	改 正 前
<p>21-4-4 削 除</p>	<p><u>炉体れんがの取替えとともに必ず行われるもの</u></p> <p>(4) <u>フロート方式による連続式板ガラス製造用のフロートバス 当該炉体（ボトム、ルーフ、サイドシール）、ヒータ、ラジエーションゲート、エッジロールマシン、出入口シール及びデ・ドロッサーの取替え又は補修並びにバスケース（ボトム、ルーフ、サイドシール）、リニアモーター、送風機器、計測器、雰囲気ガス供給装置、配管及び配線類のそれぞれ部分的取替え又は補修で、炉材の取替えとともに必ず行われるもの</u></p> <p>(5) <u>球形のガスホルダー 当該ガスホルダー本体、階段類、支持構造部、弁類、配管、ドレン抜き設備、伸縮管継手及び制振装置のそれぞれ部分的取替え又は補修で、社団法人日本ガス協会の定める指針に基づいて行われる検査を受けるために必ず行われるもの</u></p> <p>(6) <u>貯油槽 当該貯油槽本体、泡消火装置、液面計、配管及び弁類等のそれぞれ部分的取替え又は補修で、危険物の規制に関する規則第62条の4《定期点検を行わなければならない時期等》の規定により行われる内部点検を受けるために必ず行われるもの</u></p> <p>(注) <u>(1)、(3)、(4)及び(6)に掲げる修繕のために要する費用には、炉又は槽の内容物の排出のための費用が含まれる。</u></p> <p><u>(特別修繕完了の日及び築造の完了の日)</u></p> <p>21-4-4 <u>旧令第112条第1項、旧令第113条第1項《特別修繕引当金勘定への繰入限度額等》及び平成10年改正令附則第13条第7項第1号《特別修繕完了の日》の特別の修繕が完了した日とは、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日をいう。</u></p> <p><u>旧令第112条第1項第1号口の築造の完了の日についても、同様とする。</u></p>

21-4-5 削除

21-4-6 削除

- (1) 船舶 定期検査の行われた船舶についての新たな船舶検査証書の交付の日
- (2) 溶鉱炉、熱風炉又は連続式溶解炉 特別修繕の行われた炉に対して修繕後最初に火入れをした日
- (3) 球形のガスホルダー 特別修繕の行われた球形ガスホルダーに対して修繕後最初に供給用ガスを封入した日
- (4) 貯油槽 内部点検の行われた貯油槽についての新たな完成検査済証の交付の日

(溶鉱炉等の長期稼働休止期間中における特別修繕引当金の繰入れ停止)

21-4-5 旧令第111条第2号《特別修繕引当金の対象資産》に掲げる溶鉱炉等が長期にわたり稼働を休止している場合には、その稼働休止期間中は当該溶鉱炉等につき特別修繕引当金勘定への繰入れを行うことができないものとする。

(注) 旧令第112条第1項第1号ロ《特別修繕引当金の繰入れの基礎となる期間》に規定する期間のうち長期にわたる稼働休止期間がある場合には、当該稼働休止期間を除いたところにより同号ロに規定する期間を計算することができる。

(引当金設定資産を賃貸した場合の取崩し)

21-4-6 法人が特別修繕引当金勘定を設けている資産を賃貸した場合において、その契約により賃借人が当該資産の特別の修繕のために要する費用を負担することを定めているときは、引当金設定資産を有しないこととなったものとして平成10年改正令附則第13条第5項第3号《引当金設定資産を有しないこととなった場合の取崩し》の規定により当該資産に係る特別修繕引当金勘定の金額を取り崩すものとする。